

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

6

Vol.37



1 ゆんたくひんたく

2 賃金台帳などの記録の保存期間延長

4 令和2年度労働保険 年度更新期間延長

3 令和元年度の重点監督の実施結果

5 業務改善助成金 令和2年度申請受付開始

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

はじめまして。4月から当事務所で働かせて頂くことになりました、松本と申します。社会保険労務士事務所での勤務は初めてですが、一日も早く皆さまのお役に立てるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

さて、休校が続いていた学校ですが、いよいよ6月から再開となります。小学生の息子も、大量の宿題と格闘しながら、この日を待ち望んでいました。公共施設やお店なども徐々に再開しており、公園でも元気に遊ぶ子供たちの姿を見かけるようにもなりましたね。

我が家も週末、久々に近所の海岸で魚釣りや磯遊びをしました。魚釣りは数回しか経験のない息子ですが、何度も練習して竿の投げ方をマスターし、運よくキスを2匹釣ることができて大喜びしていました。自粛が緩和され、久々に外で楽しんでいる息子の姿を見て少しホッとしましたが、まだまだ油断は禁物ですね。今後もマスク着用、手洗いなど徹底していこうと思います。早く終息することを祈るばかりです。(松本)

重要改正 施行済

賃金台帳などの記録の保存期間の延長(令和2年4月1日～)

令和2年4月1日施行の労働基準法の改正により、賃金請求権の消滅時効期間が延長されましたが、これにあわせて「賃金台帳などの記録の保存期間の延長」も行われています。

事業主が保存すべき賃金台帳などの下記の記録の保存期間について、5年に延長しつつ、当分の間は、これまでと同様にその期間は「3年」とされます。

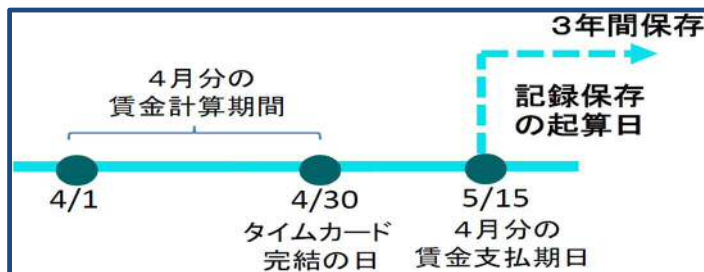
- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入れに関する書類…雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など
- ④解雇に関する書類…解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収関係書類など
- ⑥賃金に関する書類…賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など
- ⑦その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など
- ⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

(下記の「起算日の明確化」を行う記録は、賃金の支払いに係るものに限ります。)

㊦起算日の明確化

上記の②⑥⑦⑧の記録に関する賃金の支払期日が、記録の完結の日などより遅い場合には、「当該支払期日」が記録の保存期間の起算日となることが明確化されました。

(右の図は、タイムカードについての例)



★当分の間は、「3年間」という保存期間に変更はありませんが、起算日の明確化には注意したいところです。

重要情報

「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果 令和元年度は約75%で法令違反

今回公表されたのは、令和元年11月に、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して実施された重点監督の結果です。そのポイントを確認しておきましょう。

●重点監督を実施事業場は8,904事業場 うち、6,707事業場(全体の75.3%)で労働基準関係法令違反が認められた

①主な違反内容[是正勧告書を交付した事業場の内訳]

- ・違法な時間外労働があったもの⇒3,602事業場(全体の40.5%)
- ・賃金不払残業があったもの⇒654事業場(全体の7.3%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの⇒1,832事業場(全体の20.6%)

②主な健康障害防止に係る指導の状況[健康障害防止のため指導票を交付した事業場の内訳]

- ・健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの⇒3,443事業場(全体の38.7%)
- ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの⇒1,553事業場(全体の17.4%)



★なお、結果の公表に当たっては、代表的な監督指導事例が紹介されていますが、「各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した」といった事例のように、月80時間を超える時間外・休日労働が行われている場合には、監督指導の対象となる可能性が高いといえそうです。そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があります。

長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。

重要決定事項確定

令和2年度の労働保険の年度更新期間を延長



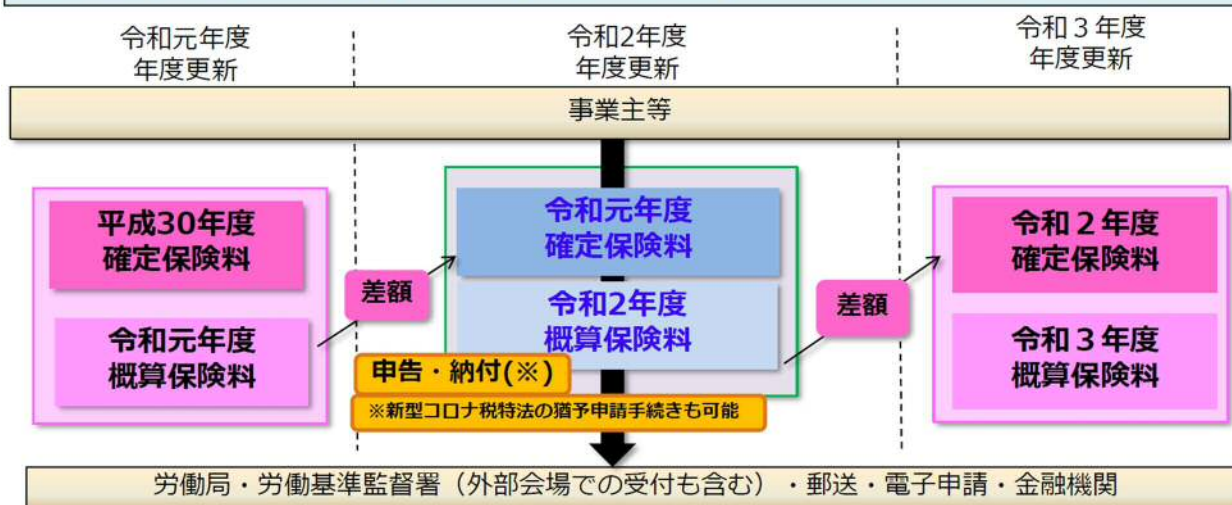
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新の期間を延長することについて、厚生労働省から次のような案内がありました。

……………労働保険の年度更新期間の延長について……………

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新(申告・納付)を円滑に実施する環境を整えるため、6月1日～7月10日までの40日の期間を**6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長**する。(所要の厚生労働大臣告示も公布)

【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】

- 令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付(※)
- 年度更新期間は6月1日～8月31日(延長後) ← 6月1日～7月10日(例年)
- 対象となる事業場は、約325万事業場
- ※新型コロナウイルス特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。



★申告納付が可能な事業場では、例年どおりの対応で問題ありません。新型コロナウイルス感染症の影響が深刻であり、一定の要件に該当する場合には、令和2年8月31日までに申告を行い、同時に納付猶予の手続を行うことも可能ということです。詳しい内容については、気軽にお尋ねください。

● 2020年3月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2020(令和2年)年5月号を加工して作成

- 有効求人倍率は2.03倍で、前年同月比0.01ポイント上昇。
 - ・ 月間有効求人数は13,023人で、前月比1.5%増加。前年同月比3.1%減少。
 - ・ 月間有効求職者数は6,420人で、前月比2.8%増加。前年同月比3.5%減少。
- 新規求人倍率は2.78倍で、前年同月比0.18ポイント低下
 - ・ 新規求人数は4,032人で、前月比13.5%減少。前年同月比10.8%減少。
 - ・ 新規求職申込件数は、1,452人で、前月比8.3%増加。前年同月比5.0%減少。
- 就職件数は524人で、前月比31.0%増加。前年同月比0.2%増加。

KurouDoからのお知らせ

今年も労働保険の年度更新の封筒がお手元に届く時期となりました。緑色の封筒が届きましたら、お手数をおかけしますが、弊社事務所までご一報ください。よろしくお願いたします。



「業務改善助成金」令和2年度の申請受付を開始

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度で、令和2年度の申請受付が開始されています。概要を確認しておきましょう。

「業務改善助成金」令和2年度の概要

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

対象事業場、引上げ額の要件、助成率・助成上限額などは、次のとおりです。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)	
		2～3人	40万円			
		4～6人	60万円			
		7人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)	
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

★新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、現状では、この助成金の申請を考えることは厳しいかもしれません。しかし、申請の期限は、原則として、令和3年1月29日までとされています。それまでに申請を考えられる状況になるかもしれませんので、このような助成金があることもチェックしておきたいところです。



6/10	<ul style="list-style-type: none"> 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税(2019年12月から2020年5月分)の納付
6/30	<ul style="list-style-type: none"> 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)